

がん治療等に伴う
外見の変化にお悩みの方へ

令和7年
10月
対象者・品目
拡大

ウィッグや胸部補整具など
アピアランスケア用品の

購入
費用

10万円 助成

※ 1回の申請あたり上限10万円。2回まで申請可。

＼自分らしく生活するためのサポートです／



対象者

- ① がん患者の方
- ② がん以外の疾病にかかる治療または傷病に伴って補整具を必要としている方

◀ NEW

対象品目

- ① ウィッグ・医療用帽子・胸部補整具
- ② 胸部以外のエビテーゼ（義眼等の補整用人工物）

◀ NEW

詳細は裏面または足立区ホームページをご覧ください

問い合わせ先

足立区衛生部データヘルス推進課 健診事業係
TEL : 03-3880-5121 / FAX : 03-3880-5602
Mail : datahealth@city.adachi.tokyo.jp

詳細はこちら



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

対象者

- ① 足立区内に住所を有している方
- ② がん等の疾病やその治療等に伴う外見の変化によりアピアランスケア用品を必要としている方
- ③ 他の法令等に基づく同種の助成制度等の対象となっていない方
- ④ 本事業による助成または他の普通地方公共団体が実施するアピアランスケア用品の購入等にかかる同種の助成を通算して2回以上受けていない方

※ 手術により頭髪を剃る場合や、加齢による脱毛、男性型・女性型の脱毛症は対象外となります。

対象品目

- ウィッグ（装着用ネット、クリップ含む）
- 帽子（毛付き帽子、医療用帽子等）
- エピテーゼ（補整用人工物。人工乳房、義眼等）
- 補整下着（補整パッド含む）
- 弾性着衣（原則、着圧30mmHg以上が対象）
- 頭皮冷却用キャップおよび冷却用グローブ・ソックス

※ 購入だけでなく、レンタルやリースも含む

※ 治療（施術）費、医薬品、自作の材料費、メイク用品または装着用もしくはメンテナンス用の消耗品にかかる費用は対象外となります。

助成金額

10万円または購入経費のいずれか低い額

※ 次の経費は、助成対象外です。

- ・ インターネットオークション、フリーマーケットその他の個人間取引により購入等したアピアランス用品にかかる経費
- ・ 送料、手数料または支払い時のポイント利用分等にかかる経費
- ・ 確定申告における医療費控除において申告した経費

助成回数

対象者1人につき2回限り

申請期限

アピアランスケア用品の購入等を行った日の翌日から起算して1年以内

必要書類

- ① 足立区アピアランスケア用品購入費用等助成金交付申請書兼請求書
（足立区ホームページよりダウンロードできます。）
- ② 「お薬手帳」「診療明細書」「治療方針計画書」（写し）など、外見の変化が、がん等の疾病やその治療等によるものであることを確認できる書類
上記書類で証明できない場合は「医師意見書」（足立区ホームページよりダウンロードできます。）を提出してください。
（いずれも発行にかかる費用は助成対象外です。）
- ③ 助成対象品の購入等をしたことがわかる書類（領収書等）の原本
（対象者の名前、購入日、購入内容、購入金額が記入されていること）
- ④ 【クレジットカードで購入した場合】付与されたポイント数がわかるもの